

令和 6 年度 地域包括支援センター職員の配置について

1 地域包括支援センターの職員配置の基準

本市における地域包括支援センターの職員配置については、国が定める高齢者人口の基準を基本とし、国の基準を超える部分については、本市独自の基準を定めている。

国が定める基準 (介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 項)	市が定める独自基準 (仙台市介護保険条例第 2 条の 19 第 2 項)
地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師 1 人、社会福祉士 1 人、主任介護支援専門員 1 人（これらに準ずる者を含む）とする。	地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 6,000 人以上となる場合に置くべき常勤・専従の職員数は、おおむね 6,000 人を超えた部分についておおむね 2,000 人までごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）又は介護支援専門員のうちから 1 人とする。

2 令和 6 年度に増員となる地域包括支援センター

富沢地域包括支援センター

令和 6 年 4 月 1 日における圏域内の高齢者人口推計値^(※)が、6,000 人を超えることから市が定める独自基準を適用して、職員の配置を 3 人体制から 4 人体制とする。

(※) 人口と生存率とから本市独自に算定した高齢者人口の推計値

表：富沢地域包括支援センターの高齢者人口推計値

センター名	高齢者人口 (令和 6 年 4 月 1 日時点)	高齢者人口推計値 (令和 7 年 4 月 1 日時点)
富沢	6,019	6,158

3 令和 6 年度に減員となる地域包括支援センター

八木山、西中田、松森地域包括支援センター

八木山地域包括支援センターは、令和 6 年 4 月 1 日の推計で高齢者人口が 6,000 人を下回り、西中田、松森地域包括支援センターは圏域見直し・分割により、職員の配置を 4 人体制から 3 人体制とする。